

小学校社会科における法教育の研究 －身近な地域素材を題材として－

大石樹彦

1. 論文構成

序章 問題の所在と研究の目的

第1節 問題の所在

第2節 研究の目的と方法

第3節 論文の概要

第1章 小学校における法教育の現状と課題

第1節 法教育のこれまでの歩みと学習指導要領
における記述

第1項 法教育のこれまでの歩み

第2項 学習指導要領における記述

第2節 学校現場における法教育の実践状況

第1項 「小学校における法教育の実践状況調
査研究」報告書から見る法教育の実践
状況

第2項 「小学校における法教育の実践状況調
査研究」【資料：記述式部分】の分析

第3節 法教育の課題

第2章 先行実践の検討

第1節 分析の視点

第2節 先行実践の分析

第1項 筑波大学大学院教育研究科 関口南氏
による授業実践

第2項 筑波大学大学院教育研究科 高田淳平
教諭による授業実践

第3章 小学校における地域素材を題材とした法教
育の授業構想

第1節 構想のねらいと意義

第2節 授業実践の構想

第1項 全体の構想

第2項 各時間の授業構想

終章 研究のまとめと今後の課題

第1節 研究のまとめ

第2節 今後の課題

参考文献・論文・URL一覧

2. 問題の所在と研究の目的

(1)問題の所在

本研究においては、小学校における法教育の問題点について以下の3点を挙げた。

1点目は法教育の授業が裁判に関する学習といった刑事法学習などへと偏重しがちな点だ。「教師の中には法教育というのは裁判員制度について勉強したり授業で模擬裁判を行ったりすることだと一面的に考える人も少なくない。」¹⁾と当時岐阜大学教授の大杉昭英氏も述べており、一般的な人間だけでなく、現職の教員のなかでも法教育への具体的授業イメージが不確かなことが挙げられる。

2点目は、体験的に学んだことを生かしながらその内容を概念化させることが社会科では十分に行われていない点だ。本来であれば、「体験的な学習領域」で体験した内容を「概念的な学習領域」で概念化し、法的に考えるのが望ましい。だが現場を見てみると、他の教科で学ばれている体験的な学習内容が法教育に結びついているという意識が薄いといったことや、「個人と個人の間を規律する私法分野を学ぶ内容」の学習機会が少ないといったこと、新学習指導要領に基づいた指導が明確になっていないことなどから社会科における法教育の内容の概念化は十分に行われていない。

3点目は、現場の教員が法教育を扱う重要性は理解しているものの、法教育に関する学習の充実現場では図られていない点である。2012年に行われた全国の小学校を対象とする法務省の実践状況調査においては、法教育の内容の充実を図っている学校は全体の36.4%にとどまった²⁾。法教育の考え方が十分に普及しておらず、各学校において法教育を効果的に進めるための教材の充実や指導法などの工夫が行われていないという課題がある。

(2)研究の目的と方法

問題の所在で述べた問題点の解決策として筆者は、小学校高学年における身近な地域素材を題材とした法教育を提唱することで問題解決への糸口とする。

上記の問題の1点目の解決の一助として、私法に

おける個人間の紛争解決をテーマとし、それに適した教材選択を行う。また問題の2点目の解決策の一助として、児童にとって身近で昔からなじみのある題材を用いることで、法の内容に対して興味を持たせ、難解な内容への理解を助ける事ができると考える。最後に3点目の解決策として、身近な地域素材を題材とした法教育が実践可能であることを提示し、解決への一助としたいと考える。

3. 論文の概要

(1)第1章

第1章では法教育のこれまでの歩みと学習指導要領における記述及び学校現場における実践状況について2つの節に分け記述していった。第1節では法教育の変遷や現状と平成20年度版の小学校学習指導要領における記述を追う事で、法教育の充実を図ることが求められていることや、今後法教育がますます発展していくだろうということが明らかとなった。また、第2節では2012年8月6日～2012年9月14日に実施された法務省委託による『「小学校における法教育の実践状況調査研究」報告書』の調査結果から全国の小学校における法教育の実践状況について探り、全国的に充実が図られているという訳ではないという現状であることが判明した。また、法教育においては法律家や関係機関との連携を図ることが重要だとされているが、現場の教員における法教育の重要性への理解に差が見られることが報告書より明らかとなった。

次に先述した法務省委託の『「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書』における「問(4) 社会科の年間指導計画において、どのような点を充実させるよう検討し、実際に授業を行いましたか。」に対する【資料：記述式部分】の分析を行い、現場の教員の声を読み取ろうと試みた。

中身としては、法教育を充実させた方法として「教科書に則り指導した」や「丁寧に(または詳しく)指導した」、「時間を多くした」といった回答や、「憲法の前文を読ませる」「前文を暗記させる」「条文理解に努める」といった回答がいくつか見られた。これらをもって法教育に取り組むことは「充実させている」とは言えないと考え、充実の程度に差が見られること、また、「法教育を充実させる」ことの定義が曖昧であるということが課題として挙げられると考えた。

加えて、現場から法教育推進協議会への要望を読み取ってみると、法というものが難解であり、教師にとってもとっつきにくく堅苦しい印象を抱かせてしまっているのが法教育の現状であり、課題であることが新たに判明した。

(2)第2章

第2章においては、第1章で判明した法教育の現状と課題をもとに、昔話を題材とした法教育の実践の課題について押さえるために、先行実践の分析を行った。分析の対象としたのは2009年3月に発行の『小・中学校における法教育の体系的基礎研究』に掲載された関口実践と高田実践である。分析の視点としては以下の3点を定めた。

1点目は法の価値に気付くことができているか、という点である。具体的な法の価値としては、法教育の先駆けとなるアメリカの非営利団体 Center for Civic Education 著の『テキストブック わたしたちと法』にて記された4つの主題「権威」「プライバシー」「責任」「正義」を想定する。それぞれの授業実践がどの主題に対応しているのかを判別するとともに、法の価値を理解することのできる構成となっているかを分析していく。

2点目は実生活での応用性があるか、という点である。これは、学習する法の価値が、昔話を題材とした授業の中に限った話ではなく、生活におけるルールや約束、法にまで考えを掘り下げることができているか、ということだ。

3点目は児童全員が発言できる機会が保障されているか、という点である。これは上記の「正義」に由来し、すなわち「公正」が実践のなかで設けられているかということである。小集団での活動などを取り入れ、全ての児童が授業に参加しうる手立てが設けられているか、「公正」に発言できる機会が保障されているかを分析していく。

両者の実践分析を通して法教育の教材作成・授業構成の難解さというものが見えてきた。教師の発言一つで児童の法への解釈は大きく変わり、気づかせたかった法の価値を伝えることは難しくなる。また、実生活での応用性を持たせるには昔話から学校生活での生活場面や自分たちの住んでいる社会へと場面を具体的にしていくことが効果的だということが分かった。加えて知的ツールを用いて問題解決を図る際には実用性のみを追うのではなく、知的ツールを用

いた上で他人との相互理解を図ろうとする態度を養うようにしなければならない。両者の実践ともに児童全員が参加する工夫は意図的には設けられておらず、児童の自主性を尊重するものとなっていた。「正義」の主題において用いられる「公正」という視点から見ても、法教育において「公正」な機会が保障されることは必須であり、そのための工夫を考えなければならないだろう。

(3)第3章

第3章ではこれまで判明した現状や課題を踏まえ、身近な地域素材を題材とした法教育の授業案を提唱した。本構想では「正義」の主題における「匡正的正義」に着目し、昔話「八郎太郎伝説」を題材とすることとした。「八郎太郎伝説」は秋田県に伝わる民話であり、これをベースとした追加物語を提示、刑罰の本来の目的である「みんなが安心して生活できるため」を果たすには処罰の対象である行為と、それに対する刑罰の重さとの間にはバランスが取れている必要があり、「公正」な罪の裁量とは何かを考えさせる機会とする。

本構想では先行実践の分析の際にも視点として挙げていたように、児童全員が参加することのできる授業構想を行う。そのために、グループ活動を行う際には組織化を図る。具体的には、一つの問いに答える際には、まず最初に自分の考えをワークシートに記述し、その後グループ内での発表とする。また、個人の発表には時間を設定し、全員が自分の考えを提示し合う活動とし、グループ内の全員が発表し合った後に各グループ内での質疑応答となる。これを踏まえ、自分の考えを記述する際には何を根拠としているのかまで整理して記述するように指導する。

全体計画は3時間構成としており、国語と社会の合科型授業とする。全3時間のうち最初1時間を国語、後2時間を社会とし、本研究では2時間の社会について詳しく記述していく。

1時間目の導入においては本構想の題材である

「八郎太郎伝説」の追加物語を読むことで問題の把握を行う。追加物語では、八郎太郎は数々の不正と損害を近隣の村へと与えていることが明らかになり、人々が八郎太郎にどのように対応したらよかったのかというのを投げかける。展開においては、最初に既存の知識をもとに、どのように対応すべきだったのか、自分の考えを根拠とともにグループ内で発

表しあい、多様な考えがあることを理解させ、しっかりと根拠のあるものは間違いでないということを伝える。次に、今回の物語における問題は「匡正的正義」の問題として捉えることができることを伝え、「匡正的正義」について説明する。不正や損害を与えた八郎太郎を殺すという罪は果たして「公正」なのか、というのがここでの問題である。よって、この問題の解決のために最初に、「不正」と「損害」にあたるところに印をつけ、全体で確認するところまでが1時間目となっている。

2時間目の導入では前時の確認をしたうえで「公正な対応とはどのようなものか」というのを学習課題とする。展開においては最初に知的ツールを記載した資料を用いて「不正」と「損害」についてより詳しく多面的な視点から整理していく。形態としてはグループ活動を主とし、協力し合いながらワークシートを埋めて整理していくようにする。そして最終段階として、これまでの活動を踏まえ、「公正な対応」について自分の考えを持たせる時間をとる。個人で考える時間を10分設け、根拠を明らかにした発表をするように指導し、グループ発表へと移らせる。

まとめの活動においては実生活における「匡正的正義」の問題について想像するとともに、知的ツールを使う前と使った後で児童自身の中でどのように思考が変容したのかを記述させる。根拠とするものによってさまざまな対応が考えうることを伝えるとともに、多様な考えを理解しようとすることが大切であることを最後に伝え、授業は終了とする。

また、両時間においてグループにて自分の考えを発表する活動を設けている。児童全員が授業に参加し、自分の考えを発表することができるように一人当たりの発表時間を機械的に2分と指定し、それに合わせた発表をするというプレゼンテーションの練習も想定した活動としている。自分の考えがうまく浮かばず、発表することがないという児童を作ってしまうように、自分の考えを書かせるときには机間指導でヒントを与えるなどして対応する。

4. 今後の課題

今後の課題としては以下の3点が挙げられる。

1点目は、法教育で扱うことのできる身近な地域素材をさらに見つけていくことだ。身近な地域素材として筆者は民話や昔話、伝承を挙げた。それらへ

の深い理解は当然必要であるし、さらなる教材化を図っていくことは法教育の推進の一助となるだろう。また、本構想では「正義」についてのみ取り扱った。残り3つの主題に対しても、身近な地域素材を題材することは可能なのかを模索していきたい。

2点目は、法教育における全員参加の授業の工夫について探っていくことだ。本構想においては、グループ活動にて児童一人一人が発表する時間に制限を設けることで、全員が自分の考えを発表できるように組織化した。だが望ましいのは、そのような制限なしに児童一人一人が自分の考えを持ち、他人とのバランスを考えながら意見を交換しあうことであり、これはクラスづくりから意識的に改革していかなければいけない問題とも捉えることができる。制限されたなかでの自由でなく、他人と譲り合いながら自分の意見を伝えていくことができるような場面づくりについて、さらに研究していく必要があると筆者は考える。

3点目は、ここで提示した授業構想を現場で実践することだ。地域素材を題材としたことにより、児童にどの程度良い影響を与えるのか、また難易度として適切であるかということは、実際に児童を相手にしてみないとわからないことのほうが多い。今後の教員生活において実践し、よりよい法教育を目指して改善を続けていきたい。

-
- 1 大杉昭英「学校教育から見た法教育の課題と展望」『Jurist』1353号(有斐閣、2008年)、2頁。
 - 2 法務省委託『「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書』(公益社団法人商事法務研究会、2012年)、4頁 参照。